

**必ずご覧ください**

## 「設備資金」をお申し込みの方へ

- ①見積書の宛名は、個人事業者は商号ではなく「個人名」、法人は「法人名」でお願いします。
  
- ②見積書の金額は、値引きがある場合には値引き後の金額でお願いします。  
(融資実行後に値引きが発生し、支払金額が融資金額を下回った場合、差額分を返還させていただく場合がございます)
  
- ③建物の新築、増改築等の場合
  - ・借地及び借家の場合、賃貸契約書の写しと工事に関する家主の承諾書が必要となります。
  - ・計画建物（構造物）の図面が必要となります。
  - ・建築確認が必要な場合には、建築確認書の写しが必要です
  
- ④代金支払時に発行される領収書は、追加で融資を受ける際に提示する必要がありますので、完済するまで大切に保管しておいてください。